

第5章

不安定労働における時間・空間・生計の破綻

大阪市立大学大学院創造都市研究科
櫻田 和也

5.1 労働力の「再」商品化

働けどはたらけど生活できない——しんどい。そのような困難を「ワーキング・プア」の問題として広く世間に知らせたのは、2006年の夏に放映された「NHK スペシャル」だった*1。しかしその現実はおそらくこうして「社会問題」化するずっと前から、多くの人々の生活において実感されていたことではないだろうか。また、この問題の背景に非正規雇用の拡大があることはこれまでも指摘されてきたとおりであるが*2、「若年不安定就労・不安定住居者聞き取り調査」では、その困窮が住居の喪失と地続きの問題であることが確認されたということができる。事実、筆者も本調査を通じて一人ひとりの生活経験を聞かせてもらえなかで、生育歴や学歴、差別、福祉といった様々な観点から問題を複合的に把握しなければならないことをあらためて学んだのであるが、その一方で単に「非正規」というだけではとらえきれない労働そのものの困難があることも指摘しておかねばならない。

本稿では「不安定就労・不安定住居者」のたどってきた労働生活の諸相を記述することから、その生活を基礎付けてきた物理的諸条件を分析したい。それをふまえて、いったん崩れかけた生計をたてなおすために働こうとすることでかえって生計の破綻を招きかねないという逆説的な事実——それは本調査協力者の多くの経験が示している、まぎれもない事実だ——に、多少なりとも理解可能な説明を試みることが本稿の目的である。そのためまずはじめに、非正規雇用とはどのような雇用のことなのか、概括的に説明しておこう。

図式的に説明するなら、非正規雇用とは 1. 直接（使用者による労働者の直接雇用）、2. 無期限（期間の定めのない常用雇用）、3. フルタイム（通常の労働時間による就労）という三条件を満たさない雇用形態のことである（佐賀, 2000）。具体的には 3 を満たさないパートタイム、2 を満たさない各種の有期雇用などのことだ*3。戦後の職業安定法においては 1 の直接雇用は基本原則であって、使用者と労働者の間での

*1 NHK 総合テレビ（2006）。

*2 たとえば、佐賀（2005）など。

*3 とはいえ、世帯単位でジェンダー化されている扶養基準等の制約もあって、単身者であってもパートタイムの時間給単位で直用フルタイムの長時間・長期間労働者もいるという現実が「ワーキング・プア」問題の根本にあることも、これまで度々指摘されてきたとおりである（佐賀, 2005、江原, 2007 など）。これは社会保障や最低賃金制度の根幹にかかわる重大な問題であるが、ここではとくに間接雇用に注目して議論を進めたい。

直接の労働契約があらゆる雇用の前提とされており、間接雇用は明確に禁止されていた*4。サラリーマンをひとつの典型的モデルとして、男性の正規雇用労働者をいわば「世帯の稼ぎ手」とするような諸制度が社会的にも定着する背後で非正規雇用は「家計補助的」ないし港湾荷役や建設日雇が労働関係法において例外規定されたように、いずれにせよ周辺的なものとみなされてきたのである。そのような体制において「労務供給」のようにインフォーマルな間接雇用は「あってはならないもの」として外部化（違法化）あるいは隠蔽（黙認）されてきたのだ*5。

ところが、労働者派遣法（1985 年）はこの直接雇用の大原則をくつがえし間接雇用を合法化するものだった。民法上の請負契約に基づく業務請負においては、たとえそれが建前であったとしても、労働者に対する指揮命令は雇用主でもある請負事業者（受注企業）が執り行うのであり、発注企業にその権限はない。これに対して派遣法は、雇用主責任を派遣元に課すことで、派遣先（発注企業）が労働者を指揮命令するという間接雇用を合法化したのである。これは労働力商品の「リース」であるとともに「雇用主責任代行サービス」（伍賀, 2005）の商品化でもあった。こうして合法化された労働力の「再」商品化は、指揮と責任を分離する三者関係において雇用責任が十分に果たされるかどうかよく確認されないままに限定業務の拡大を経て原則自由化されるに至り、その後広く一般化して労働力商品の「不当廉売（ダンピング）」（中野, 2006）ともいわれる状況を招いたのである。

本調査協力者の多くも、「ネットカフェ難民」*6として報道されたようなワンコール・ワーカー（登録型の日雇派遣）だけでなく、合法・違法、（偽装）請負・派遣の別を問わず様々な形で間接雇用を経験していた。次に、聞き取り事例を通じて間接雇用の実態がどのように経験されているのかを検討したい。

5.2 間接雇用における労働時間・労働日

まず、間接雇用ではたらく仕事にはどんなものがあるのだろうか。本調査でしかれた労働現場としては、工場、物流センターや倉庫などが多く、作業内容としては製造ラインでの組み立てや検品、仕分けや運搬などが多くあげられた。典型的な例をあげると、次のようなものだ*7。

事例 32：求人誌を見て、大阪府北西部にある派遣会社 G に登録した。行き先は、大阪府北部にある「Y 倉庫」。食品倉庫で、伝票に基いて商品を取ってくる〔ピッキング〕に従事していた。……朝 9 時～午後 5 時で、日給 5,775 円。経費等の引きはなかったが、交通費はなし。（40 代前半・男性）

事例 53：派遣登録は現在 1 社のみ。……事務所に直に行って……仕事を探してくる。仕事はピッキングや運送会社の仕分け。夜勤は 14 時から 23 時までの実勤 9 時間 6,500 円（源泉徴収済）で毎日ある。3 月から派遣をはじめたが仕事の量は波がある。（30 代後半・男性）

事例 68：派遣会社を通じて仕事をみつけ、大阪市内の工場で働いた。携帯電話ボディのバリとり（表面仕上げ）、5 人 1 組のグループ作業、朝 8 時半から夕方 5 時までの定時、ノルマに届かなかった時など残業が入り 19 時まで。手取り月 14～5 万円。（40 代後半・男性）

事例 81：派遣会社に初めて登録し、未経験者でもできる仕事ということで三重県の工場に行く。ブ

*4 ただし労働組合が無料の労働者供給事業を行うことは例外的に認められていた（職業安定法 第 45 条）。

*5 従来、釜ヶ崎に寄せ集められた人々は、重層的な下請け構造の底でこうしていわば例外化された「日雇労務者」だった（原口, 2003 など）。

*6 日本テレビ（2007）ほか。

*7 以下、聞き取りデータからの引用中、適宜〔書式〕で補足、「……」で中略。句読点や語尾の微調整は明示しない。

リンターの組み立ての作業で、従業員は数百人の大きな工場だった。住み込み代を引かれて、月給 15 万円くらいだった。(30 代前半・男性)

事例 84：派遣（滋賀だけの小さな派遣会社）の仕事は、滋賀の工場で、サンヨーの製品の組み立てや検査の仕事であった。検査は、完成した製品にスイッチを入れ、ちゃんと動くかどうかを調べるというものだったが、仕事は「しんどかった」……住み込みで働き、給料は 1 日 8,000 円。(30 代後半・男性)

事例 88：求人情報誌を見て、5～6 回寮付の派遣に言った。ワンルームマンションや 3LDK で 3～4 人のルームシェアが多い。よく覚えているのは、パワーショベルのキャタピラの製造。部品の仕分けをし、伝票に基いて個数を確認してその部署に持っていく仕事。……寮費などを引かれて手取り 15 万円ほど。健康保険証をもらったことはない。(20 代前半・男性)

その他にも土日が多いイベント設営・撤収（事例 30、32、33、46、48、88）や季節変動の大きい引越（事例 1、30、33、53、88、95、98）などの臨時的な力仕事の他、警備*8、「冷凍うどんの製造及び袋入れ」（事例 65）をはじめ、胡麻（事例 68）、アイスクリーム（事例 75）やチョコレート（事例 1）、パンなどの飲食品加工・製造工場も多くみられた*9。また、上にあげた事例からも分かるとおり、非正規雇用だからといって必ずしも短時間労働だとは言えない点に注意しなければならない。むしろ夜勤を含む長時間労働に従事している場合も少なくないのである。ここで、その労働時間に注目してみたい。

事例 8：大阪に来る前、最後に働いていたのは食品・飲料加工工場への派遣で、愛知や岐阜の現場で働いた。時給 1,000 円程度、定時は 8:30～17:30。寮費は月 1 万 5 千円程度引かれた。(30 代後半・男性)

事例 17：トヨタ子会社の派遣〔請負か〕で自動車の修理工場で働きはじめた。……検査した車体を台車にのせてトラックまで「人力で押す」という重労働、また 6 時～16 時、18 時～翌朝 4 時という 2 シフトの一週間交代勤務……社会保険・厚生年金ナシ。(20 代後半・男性)

事例 42：それから 1 年半、派遣で働く。……勤務形態は 2 交代制。契約当初は AM 8:00～PM 5:00 の契約だったが、毎日残業が 2.5 時間ぐらいいはあり、PM 8:00 ごろまで働いていた。休憩も契約時には 10 時と 3 時に 10 分間、2 回あると初めは言っていたが、入ってみると 5 分間休憩。10 分のうち 5 分休憩、残りの 5 分でラインに戻る準備をする。結局 5 分の休憩しかない。昼も 1 時間といわれたが 5 分はラインに戻る時間とされた。(事例 42：40 代前半・男性)

事例 67：〔自動車、半導体などの製造業など多数の間接雇用で働いた経験から〕派遣の形態は 3 交代制が多かった。5 勤 3 交代制。1 直 AM 8:00～4:30、2 直 PM 4:30～0:00、3 直 0:00～AM 8:00、1 直を 4 日続けて次 2 直…というような形態でかなりきつかった。(30 代後半・男性)

事例 73：家電メーカー T のブラウン管をつくる工場。日払い期間雇用に 1 年半、これもアルバイト情報誌で見つけた。ここでも期間工用の寮を利用。寮費は取られず、日払いで 7,000 円程度もらっ

*8 警備業務は改正後も労働者派遣法で禁じられている業務のひとつであるが、聞き取りのなかで本人が「派遣されていた」と認識している場合もあったことから、実態としてはなんらかの間接雇用があるものと思われる。

*9 女性の場合には事務（事例 79）、住込の仲居（事例 7）などの例があった。おそらく派遣労働者に占める一般事務職の割合は相当大きいものと思われ、またジェンダー差も大きいものと思われるが、その分析は本稿の範囲をこえる。

ていた。残業はないが、2交代制（7:00～19:00・19:00～7:00・月～土：1週間毎の昼夜交代）で働いた（正社員は3交代制）。休憩は同じ部署に少し多い目に人が配属されて交代で1時間半毎に10分ぐらい休憩をとった。夜もこのペースで働く。この仕事を辞めたのは、……請負会社自体が工場から引き上げた（T社が契約解除したものと思われる）。このときの給与は……請負会社からもらっていた。（40代前半・男性）

事例95：2006年ごろまで「派遣」の仕事を続けた。「住み込み」の「派遣」仕事である。仕事の内容は工場内作業。電子部品を作ったり、車の部品を作ったり、マシンオペレーターをした。……勤務体系は12時間の2交代制か、3交代制。2交代制なら4勤2休でだいたい残業が2、3時間つく。3交代制なら残業がでることはほとんどない。……収入は勤務体系によって変わる。（30代後半・男性）

特に24時間稼働することによって「生産性」の向上をうたう製造工場等においては、このように長時間労働のシフト制交代勤務がとられており、こうした仕事も請負契約の解除や生産拠点の移転、生産量の変動などによって「いつまであるか」わからないものである。間接雇用で寮に住み込む仕事は、多くの場合に1ヶ月～6ヶ月の契約期間に基づくもので、「飯場」によく似た働き方だといえることができる。なかには20年間にわたり複数の派遣会社に登録して機械加工や製造ラインなどの仕事を続けてきて、記憶しているだけでも20ヶ所以上の現場をわたり歩いたという人もいた（事例69）。一方で、いわば「現金」仕事に相当する日雇の間接雇用（いわゆる「スポット派遣」）があり、こちらも1日あたりの労働時間は長時間である場合も多いのだが、週あたりの労働日数が安定しないという問題がある^{*10}。

事例9：現在仕事は派遣で週3～4日働いている。同じ仕事をしていても完全日払い制の人は時給900円、週払いの人は1,000円になる。自分の場合は完全日払い制なので夜22時から翌朝10時まで、7,000～9,000円くらい。仕事に就けるかどうかは早い者勝ち。（30代前半・男性）

事例27：派遣会社を通じて週に1～3日働きに行っている。仕事は「パン屋」での「仕分けと出荷の仕事」で、夜8時半から朝8時半までの「夜勤」である。日給で7,000円～8,000円で、日数も多い週で3日、少ない週では1日しか仕事がないときもあり（だから月収は「10万円をはるかに下回る」）、決して安定した仕事ではない。（30代後半・男性）

事例48：派遣会社に昼間携帯電話で連絡すると、もしも仕事があれば、次の日の集合場所・時間など連絡がくる。派遣会社の方から仕事がかかることは減多にない。職場は毎回違っており、倉庫内作業や荷物の仕分けが多い。……大阪や神戸で仕事をしている。神戸での仕事の方が若干多い。日給7,000円前後だが、交通費は自分持ち。例えば神戸まで行くと往復で1,500円くらいかかり、250円の保険と税金140円も引かれる。また、残業になるとその税金は倍になって280円引かれる。結局手元に残るのは5,000円程度。仕事も毎日あるとは限らず、「週3～4回あればいい方」（20代後半・男性）

事例90：日払いの派遣は大手ではないところで、週3回くらい。倉庫からパソコン関連の小さな部品をピッキングしてくる仕事をしていた。日給6,400円で交通費は自分持ち。（30代前半・男性）

^{*10} 人によっては「飯場（契約）」や「現金仕事」と「派遣」を繰り返し経験している場合もある（事例6、71、73、80、81、86、88、89、95、98）が、現代の飯場と寮付き派遣の差異や共通性についてその実態はよく知られていないように思われる。本調査で感じられた傾向としては、自立支援センター調査の場合に飯場の経験者が多かったということは指摘できる。

事例 95：日払いの仕事は日給は 7～8,000 円。交通費はでても 500 円で、交通費は要るし、そこにネットカフェ代〔宿泊費〕とかを含めると、手許に残るのは「半分ぐらいになってしまう」。1 週間続けて仕事を就けたら、2 万円ぐらい貯まるかもしれないが、……週に 2、3 日ぐらいだった。(30 代後半・男性)

ときに短時間の仕事があったとしても「4 時間で 2～3 千円の仕事に交通費込みで行ってほしいと言われた」という人（事例 30）がいたように、決して労働者の希望というよりも使用者の都合でしかない。むしろ現実には、ここにあげたように、1 日あたり労働時間が「長く」かつ週あたりの日数が「少ない」という傾向がみられ、その結果として、労働強度が高い*11 のにもかかわらず賃金が生活に足りないという事例が多いのである。

本節でみてきた間接雇用の労働時間・労働日数の実態は、図式的な正規性の三条件に基づいて説明するならば、雇用責任と指揮命令が分離されたことから、労働者が労働「時間」と労働「期間」において、派遣先と派遣元双方の都合によって二重に支配されているということができよう。すなわち、パートタイムや有期契約によって実現されているのは労働者が「働きたいときに働きたいだけ働く」という自由ではなく、派遣先と派遣元の双方が労働者を「働かせたいときに働かせたいだけ働かせる」という事態になっているのである。指揮命令の現場を担う派遣先には雇用責任が問われず、雇用責任を担うべき派遣元は指揮命令に関知しないという〈分離〉の実現が、こうした事態を招く諸条件の形成に寄与したのではないだろうか。本節では間接労働における労務支配について、その時間性に注目してきたのであるが、この支配体制を深く理解するためには、その空間性にも注意しなければならない。次節では、調査協力者の地域移動と職住のあり方から、間接雇用の空間的な側面を検討する。

5.3 間接雇用における地域移動・職住分離

住み込みの間接雇用であってもほとんどの場合に数ヶ月単位の有期であるため、次々と仕事を探さねばならず、よほどの事情でもなければ*12、たいていの人が複数の派遣会社に登録している。なかには同時に 4 件（事例 3）や 5 件（事例 55）とかけもち登録している場合もあったが、多くの場合には「仕事が終わるたびに、求人誌で探していろいろな派遣会社を利用して仕事に就いた」（事例 75）とか「派遣期間が終了して、条件が悪かったり、今紹介できるところがないと言われたときには、別の派遣業者に登録して働いた」（事例 95）とかいう事情である。「今では何社に登録したか、何社で仕事をしたかもよくわからない」（事例 84）という人もいた。

こうして幾度も異なる派遣会社を利用して、少しでも割の良さそうな仕事を求めて働く労働者は、その仕事に応じて日本全国をわたり歩いている。派遣先毎に、地域移動を繰り返さねばならないのである。

事例 8：〔福岡県出身〕東京に出て以降……派遣を通じて、製造業のラインで働いて……今取り沙汰されている「偽装請負」の問題など色々トラブルを経験し、大阪に「流れ着いた」。……十年以上も寮生活を続けてきて、これまでに東京や北陸、愛知、岐阜などを転々としてきた。(30 代後半・男性)

*11 たとえば単に「ピッキング」といってもマイナス何十度にもなる冷凍庫のなかで食品の塊を運ぶ作業（事例 21、86）や重い金属製部品（事例 88）を運ぶ場合もあり、従来の港湾荷役にも等しい重労働である場合が少なくない。コンテナ化の浸透によって港湾機能のうち労働集約的な部分が物流拠点・配送センターに移転したといえることができるだろう。

*12 たとえば、家庭の事情により 18 歳未満の時から働くため年齢を偽っていた場合があげられる（事例 88）。この人は身分証明に「うるさくない」一ヶ所だけに登録していた。

事例 9：派遣先はいろいろ、最初は山口（マツダ）、香川の宇多津（YKK）、岐阜の中津川（YKK）、埼玉県（日産）。6 ヶ月契約で移動していく。…… 遠いところに行く場合は、新幹線のチケットと時刻表を渡されて入り口まで派遣の人が送ってくれるといったら言葉はいいけど、見張ってる。（30 代前半・男性）

事例 67：沖縄ではじめて派遣の仕事をした。…… 同じ派遣会社で次の仕事を紹介してもらった。次は広島県。そこまでの移動費用は給与から引かれた。…… いくつもの派遣会社に登録した。派遣では全国を転々としていたのであまりどこに行ったか覚えていない。覚えているのは沖縄・広島・福島・福井・名古屋ぐらいである。派遣で仕事をしているときは社会保険はなし。（30 代後半・男性）

事例 75：[北海道出身、中卒後自動車整備工場を経て自衛隊、神奈川での運送会社を経て] 北海道で求人誌をみて派遣の仕事を探し、北海道にある派遣会社の事務所に面接にいき、岡山での仕事が決まった（2001 年頃か）。派遣先は岡山の三菱自動車で、車の組み立ての仕事であった …… 北海道から岡山までの移動費は派遣会社から支給されたが、契約途中でやめたら給与からその分は差し引かれると言われた。勤務形態は夜勤・昼勤の交替で日当 1 万円ぐらい。…… 岡山の仕事の後は岐阜、名古屋に行き自動車関係の派遣の仕事、その後静岡で製紙工場に勤め、一番最後（大阪に来る直前）の仕事は滋賀県の製菓会社の工場でのラインの仕事で、アイスクリームなどをつくっていた。（30 代後半・男性）

事例 95：[北海道出身、千葉県でのパン工場を経て]「派遣」の仕事に就いた。時期は 1997 年のバブルがはじけた不況期であった。仕事は有料の求人雑誌を使って探した。2006 年ごろまで「派遣」の仕事が続けた。「住み込み」の「派遣」仕事である。仕事の内容は工場内作業。電子部品を作ったり、車の部品を作ったり、マシンオペレーターをした。…… 派遣先は転々とした。埼玉、栃木、群馬、長野、山梨、愛知、1 回だけ滋賀県に行った。派遣期間は短いところでは 3 ヶ月。だいたい半年～1、2 年。派遣業者もいくつか変わった。（30 代後半・男性）

この他にも大阪—新潟—岐阜—滋賀と移動した例（事例 68）や福岡—東京—名古屋—大阪と来た例（事例 81）もあるように、数ヶ所程度の移動は珍しいことではない。こうした移動は、住居を失うこと、ないし持たないことを前提とした労働というべきではないだろうか。また、寮がある場合には「寮と工場間は毎日バスによる送り迎えがされていた」（事例 75）というように職住の近接が図られている例もあるが、必ずしもそんな常識的に理解できる話ばかりではない。

事例 89：住み込みで T 貨物に契約で入ったが、寮が高槻で職場も高槻でという話だったのが、1 万円のみ給与のプラスで、福井県の若狭町のほうに行かされた。寮から片道で 1 時間半、往復で 3 時間もかかるので、通勤にしんどくなり、1 ヶ月もたたないで辞めた。（30 代前半・男性）

このように過剰に長い通勤時間や「現在のシフトは朝 10 時から夜 22 時まで。それが 2 週間続いて日曜日休みでシフトが交替になり、夜の 22 時から翌朝 10 時のシフトが 2 週間続く」（事例 54）というような労働時間の不規則性、週に数日、しかも毎日勤務先が変わるような労働日の不規則性、また現場がその都度毎にかかわることなどの要因が複合的に重なることで、家賃を支払っている住居を維持したままでも、毎晩そこに落ちていて帰ることの出来ない人もいた。

事例 21：12 月末位から家には帰らず、ネットカフェでの生活になった。理由は、奈良・京都方面の仕事が増えて家まで帰るのがしんどい。今までに、大阪府北東部のヤマト運輸、松下の電池工場、おもちゃの工場、大阪市内の冷凍倉庫などで仕事をしたことがあり、家から近い現場の場合は、家から通っていた（20 代後半・男性）

事例 78：大阪の事務所から滋賀の現場に行き、帰りに途中にある京都のカラオケボックスに寄り、そこで寝て、翌日大阪の事務所に行くというようなことをしていた。毎日……朝 1 番に事務所に行き、前日の賃金をもらいその日の指示を受けるという形態で仕事をこなしていた。（30 代後半・男性）

資本の実現しようとする時空間的フレキシビリティ（24 時間いつでも必要なものを必要なだけ必要なところに！）のために、こうした勤務地や住居などの空間的な不規則さが労働時間や労働日といった時間的不安定さに輪をかけて重なることで、職住も分断され、人間的な慣習的生活は打ち砕かれているというべきだろうか。はじめに説明した非正規雇用の図式的な三条件は、時間の不安定性についてはある程度説明することができたが、空間的な側面を十分にとらえることはできなかった。しかし、実際の労働においては住居と職場の距離が毎日の循環的な労働力再生産過程——生活時間——にも重大な影響を及ぼすのであり、また、生産拠点の移転による失業や、派遣先と派遣元の都合次第で労働現場間の長距離移動を余儀なくされることによって、中・長期的な生活計画の根拠となる時間的規則性にも幾度も繰り返しくさびが打ち込まれるのである。

このようにして、労働者の生活構造そのものが時・空間の立体的な制約の下で不安定労働で働くためにもろく壊れやすい条件にさらされているのだ。そして、こうした物理的な諸条件が、労働そのものの矛盾をあらわにして、一人ひとりの生計の破綻に帰結することになる。

5.4 労働による生計の破綻

住居喪失に至る過程において、働くことによって生計が破綻するという矛盾があった。ある 30 代前半の男性は、飯場で毎日働いているのにもかかわらず、服代や寮代などで「2 万円の赤字」になり、しまいには「交通費だけ貸してやる」と言われて飯場から出てきた（事例 1）。「貸してやる」、本来であれば事業主の負担すべき諸経費を労働者一人ひとりに責任転嫁する論理である。その後かれは派遣の仕事を続けるのだが、登録する人が多くなり、仕事がまわってこなくなりはじめたのだという。

事例 1：派遣会社に仕事の申込をするのは前日の午後 3～6 時、その間こちらから電話をかけて仕事を紹介してもらおう。できれば毎日仕事があるところを紹介してほしいと会社に言うと人間関係が大変な職場にまわされたりして嫌がらせをされたこともある。人材派遣会社から紹介された会社から靴・手袋・作業着などが必要ということで 6,000 円購入したが 1 日だけしか仕事がなかったこともあった。門真の工場に仕事にいったとき、現場まで交通手段がないのでタクシーを使ったら交通費が 1 万円を超えたこともあった。このときは交通費の半分以上を返してもらったが、ひどいときなど現場まで行って仕事がキャンセルになったので別の現場に行つてほしいといわれ、仕事もせず交通費だけ自己負担することもあった。（30 代前半・男性）

「派遣会社の方から仕事がかかることは滅多にない」（事例 48）「仕事は待ってても来ない」（事例 55）のであり、「仕事に就けるかどうかは早い者勝ち。つまり早く電話した人から決まっていく」（事例 9）。派遣

会社に電話をして「もしも仕事があれば、次の日の集合場所・時間など連絡がくる」（事例 48）ということであり、完全に買い手市場のようだ。その結果、不当にも労働者が「諸経費」を負担させられている。

不安定から逃れる手段であるはずの仕事の可能性を手に入れるために、仕事につくための費用を「持ち出し」せざるをえず「赤字」を負うはめになり、生計は破綻してますます窮乏化するのである。このように不当な論理に抵抗しない／できないのは、そうすることで状況が改善しないばかりか、むしろ被害の拡大することを予期させられているからだ。交通費の自己負担に抗議したならば、おそらくは二度と声がかからないだろう。仕事の可能性そのものを奪われるということだ。

ひとたび住居を喪失することになると、住民票を基盤とする行政サービスを受けるのにも求職活動の上でも様々な困難に直面させられ、そこから抜け出すことは容易ではない。ある 40 代後半の男性（事例 68）においては、20 年勤めた住み込みの仕事を辞めたことから住居を喪失するに至り、派遣で工場をまわらされたあげく 1 円も残らないという。

事例 68：ミナミにある派遣会社を通じて岐阜県の黒板工場で木枠に釘を打つ仕事をしたが、給料は残らなかった。時給 1000 円で 1 日 6～7 時間労働なのだがいろいろ「経費」が引かれる。一週間でやめた。つぎに岐阜で胡麻をとかして（油？）缶でうけて出荷する仕事があったが、作業が遅くやり直しが多いということで一日で首になった。さらに紹介を受けて滋賀県の住宅建材を切断する工場で働いた。寮から車で工場までの送迎があった。2 人 1 組での作業、黙ってやめた。この 3 つの仕事で 3 枚の明細を見せられたが、「これでもうち赤字ですわ」と言われ、1 円も振り込まれなかった（40 代後半・男性）

こうして不安定労働・住居喪失と自立支援センターを往還することになった。しかし、働いているのにもかかわらず 1 円も残らないというのはどういうことだろうか？ 先に広島までの移動費用が給与から引かれた 30 代後半の男性（事例 67）を紹介したが、そこではじめて「ピンはね」されていることに気づいたという。

事例 67：そこでは個室完備といわれたが行ってみると 3LDK に 3 人が入居。扉を閉めれば個室になると言われた。給与は寮費やふとん代などを引かれ手元には 7 万 8 千円ぐらいしか残らなかった。職場で全く同じ仕事をしている他の人（正社員）にどれくらい給与をもらっているかきくと、全く違った。その人はだいたい 1,100 円/時間であったが自分は 700 円/時間ぐらいであった。そこで社員に「派遣はピンはねされてるんや」と教えてもらった。（30 代後半・男性）

それでもかれは、先に紹介したとおり「別の地域にうつり、自動車製造の仕事に派遣で働い」て、いくつもの派遣会社に登録し「全国を転々と」したのだった。他に仕事がないのである。そうして派遣を続けるなかで、文字通り「1 円も残らない」経験を繰り返していた。

事例 67：派遣で働きだしてからの 5 年間は、コンビニにあるフリーペーパーを見て住み込みでできる派遣の求人を見つけ電話をし、派遣会社に迎えに来てもらう。そして登録をし、派遣先に連れて行かれ住み込みで働く。しかし、ほとんど仕事の内容が登録時に聞いたときとちがったり、寮費（6 万円）やふとん代などを差し引かれ手元にお金が残らず生活するにもぎりぎりだった。派遣会社は足元をみて、ピンハネばかりだ。……これまで派遣では月給制だったので途中で逃げた場合、振り込まれない場合もあった。また、月給の金額と寮費、ふとんや他レンタル代などの総計が全く同じ金額にされ振り込まれないときもあった。（30 代後半・男性）

本当に1円も残らないのでは「ぎりぎり」どころか、もはや生活できないというべきである。しかしこれは、決して特殊な少数例ではない。働くことによって赤字になるという経験は多くの証言で語られたことだった。

事例7：派遣会社からコピー機のドラムの検品の仕事を住み込みでしていたが、寮費が6万円＋光熱費でお金がほとんどたまらないのでやめた。(30代後半・女性)

事例84：基本的に住み込みの仕事をしていたため、給料から寮費（場所によっては食費）がひかれることになるが、もっともひどかったのは、派遣会社Xであった。2DKの部屋に2人で住んでいたが、寮費が1人10万円だったそうである。これは部屋代だけで、食費、光熱費などはさらに引かれていったそうである。給料が手元に「残ればいい方」ということで、働いても借金を抱えることになり、その借金は残業などの「体で返していた」そうである。(30代後半・男性)

「赤字」＝不当廉売買の実態は、生きて行く上でぎりぎりの「トントン」という意味ですらなく、文字通りに身を削ることを強いられる事態になっているようだ^{*13}。かつて「カッコ良い仕事に就くために、カネをはらって仕事をファッションとして買うような、倒錯した時代がくるのではないか」という趣旨の冗談があったが、そんな呑気な話ではなく労働力商品は買ったたかれ、価格競争にさらされている。どうせうまくいかないことがわかっていても、なお仕事の「可能性」を求めてどんなことでもしようとするのは、ピエール・ブルデュー(1977=1993)の指摘した「失業者」のハビトゥスである。

日常の時間は、仕事を探すことと、臨時の仕事をすることに当てられるが、週や月は、働き口のあるかないかの偶然により、就業日と失業日とに分かたれる。こういったことが、生活の不確かさを示している。規則的な時間表や、きまった職場というものはない。こういった不連続性とも言える事態は、時間も空間も同じだ。仕事を探すことは、偶然によって動かされる生活のつねなのだ。そしてまた、探すことに失敗することも、日常のつねである。(ブルデュー, 1977=1993:116)

ブルデューの場合には、アルジェリアの下層プロレタリアを支配していた「現状に対するあきらめ」や「悲観主義の感情」が形成される唯物論的根拠を説明したのであるが、現代日本社会において採算が合わないにもかかわらず働こうとする人々の姿勢は、愚直なまでに労働を求めているというべきだろう。つまり、しばしば誤解されているのとは反対に、人は働かないから住居を喪失する(ホームレスになる)のではなく、いかなる条件であっても、ただ働くことによってのみ生き延びようとするのである。どこまでも個人的な努力として。

5.5 個人化される失業

求職活動にはげみ仕事をみつける以外に失業者の存在を認めない社会において、たとい身を文字通り削ることになるとしても、ただ「働く」という命題だけが失業者一人ひとりのうえに作動する。そのことに

^{*13} 必ずしも間接雇用の場合だけではない。たとえば「住み込み」で新聞の勧誘の仕事をしていた30代後半の男性(事例6)は「基本給なし、歩合＋賞金のみ」という条件で契約をとる仕事をしていた。もちろん簡単に契約がとれるわけではないので、新聞をとってもらうために「1万円置いていく」、つまり「一万円の赤字を覚悟して賞金の獲得を目的にする」わけだ。そして最終的に「(月5万円の)寮費分を稼げず、このままでは赤字になるというところまできたので辞めた」。また別の30代前半の男性(事例81)は、ハローワークで見つけたという「独立運送」の仕事をはじめるときに「300万の軽トラックを買われ」たが「仕事を回してもらえるのははじめだけで、借金だけが残った」という。こうした事例は、もはや働かせるつもりさえなく、むしろ一人ひとりの「信用資本」をはぎ取ることを目的としているかのようだ。

より、いかに不当で劣悪な仕事であっても受け入れざるをえない就労圧力下におかれ、労働力商品は不当に廉買される。そこで不当性を申し立てたとしても、再び存在を否定されるだけなのだ。

事例 84：あまりにも待遇が求人情報と異なっていたので会社に文句を言ったら、「そんなもん信じるヤツがどこにおる！全部嘘に決まってるやろ！」と言われたので、今度は職安にそれを言いに行くと、「そんなこと言われてもこちらでは（内情までは）把握できない。自己責任ですから」と言われ、それではということで労働基準局にも相談に行くと、「そんなこと言われても、いちいちそんなこと言ったらこの世から仕事はなくなる」と言われた。（30 代後半・男性）

このような仕打ちをうけて失業するような経験は何度もくりかえし数多くの人に共有されていることだが、その度毎の失業の理由は多様である。そして失業給付の受給に係る場合には形式的に「自己都合」であるか非自発的であるかが分別され、統計的にも記録されているが、そこで自己都合とされる場合であっても、客観的には理不尽に条件づけられている場合が少なくない。

ある 20 代後半の男性（事例 33）は高校卒業後、コンピュータ関係の専門学校を出たものの卒業時に決まった内定先の評判があまりにも悪かったために辞退して、派遣労働やアルバイトを繰り返してきた。ハローワークも何度か利用したものの「あそこは倍率が高い」ため仕事が見つからず、たいてい求人情報誌で仕事をみつけたという。少しでも割の良い仕事を求めてみつけたなかには、かれにとって耐えがたい業務があった。

事例 35：ブロードバンド・モデムの無料配布キャンペーン、派遣会社 G の登録型派遣（日払い）、「悪徳系」のテレアポ（週払い、電話機かインターフォンの法人向けの販売、タウンページの片っ端から電話をかけた）など [いろいろな仕事をした]。その頃（今から 4～5 年前）「やったらあかん」ような営業もした。求人情報誌には「誰でもできる！」とか「月収 30 万」などと聞こえの良いことが書いてあったのだが、配管の汚物清掃やシロアリ駆除などの、「強引」な営業だったらしい。「完全出来高制」だったが「結構成績は良かった」、しかし罪悪感に苛まれ 2 週間くらいで辞めた。（20 代後半・男性）

「やったらあかん」ような営業ノウハウというのは、いわゆる「悪徳」リフォーム業者と同様の手口だった。「よかったら無料点検させていただきます」などと言いながら、汚れていないところを汚すなどして、清掃を売り込むのである。この仕事を続けなかったかれは、次に派遣の仕事で自動車シート工場へ行った。その現場ではトヨタやダイハツなど色々なメーカーのシートを作っていたのだが、納得のいかないことがあって住居の喪失に至る。

事例 35：そこで「気にいらんことがあった」。「ひと月前に入った奴と給料が 5～6 万もちがった」という。仕事が少し異なるとはいえ、同じ現場でこのような差があることに「やってられん」と思い、辞めた。寮住まいだったので、そこを出るはめになった。辞めた翌月支払われるはずだった給料も「結局入ってなかった」。（20 代後半・男性）

寮住まいだったために、失業と給料の不払いが住居の喪失に直結するのである。強く自立を求められる条件の下で、自分が「悪徳」を働くか、あるいは悪徳（不当な差別待遇や給与の不払い）を黙認ないし我慢する以外に生き延びることのできないジレンマがここにある。このような二者択一は強いられた選択と

いうべきであり、それがたしかに選択であったとしても、決して自発的だとはいえないだろう*14。また、選択肢のないなか不当な条件の下で働き続けているうち事故にみまわれ、それを原因として失業することもある。

「交通費だけ貸してやる」といわれて「ケタおち飯場」を抜け出し、派遣の仕事続けるなかで1円にもならない経験を繰り返した30代前半の男性（事例1）は、終に家賃を払えなくなり住居を喪失してネットカフェやドヤで生活しながらも仕事を続けた。そして最後に働いた製菓工場で熱いチョコレートを足にかけてしまい、大火傷を負って、次の日から仕事に行けなくなった。また、ある40代前半の男性（事例30）は、飯場で指を骨折したが労災にならず治療費も一切出してもらえず、役所に相談に行ったところ生活保護の医療単給を支給され飯場から1ヶ月通院したのち大阪に戻ったが仕事がなく、河川敷で野宿した。また別な20代後半の男性（事例47）は、三菱の仕事を派遣でしている勤務中にケガをしたときに治療代はすべて会社がもってくれたが労災の話はなく、手を動かさないのでは仕事ができないから辞めるようにと言われたなどの例があった。どの場合にもケガの労災責任を不当にも押し付けられたうえに、しかも結果的に失業させられたのだ。

時空間的な諸条件の上に生計の破綻が重なり、こうして労災のケガを理不尽にも自分一人で背負い込まれたあげく、それでも失業者はひとり仕事の可能性を求めて働きつづけるのである。

5.6 潜在的失業の拡大

ここまで、とくに日雇いや寮住まいの派遣労働といった間接雇用を中心に不安定労働の実態をみてきた。そこでの生活は労働時間や労働日、地域移動や職住分離といった時間的・空間的な諸条件に規定されており、そのうえ不当な諸経費を負担させられることによって「働くことによる生計の破綻」という矛盾にさらされるということがわかった。さらにその困難をあくまでも個人的な問題として解決するために次の仕事を探し、それがいかに劣悪なものであっても人々は働きつづけることを選ばされているということを説明してきた。最後に、この事態の背後には個人的な努力ではどうにもならない構造的な社会問題があることを確認しておきたい。

不安定労働の多様な形態は「流動化」「自由化」などの名目の下で順次制度化されてきた。しかし誰の自由のことだろうか？ 西欧社会においては1970年代から、国際競争の激化、生産拠点の海外移転、産業構造の転換（サービス産業の拡大）といった経済的変動のなかで、失業が増大し、雇用が不安定化し、「経済」の挫折とともに「社会」が不安定化するという事態が生じたという（水町, 2001）。この不安定化（*précarisation*）は、失業と不安定雇用の増大として現れ、長期化・固定化する状況に至った。賃労働者の「完全雇用」と福祉政策を両軸とする社会的国家が前提としてきた正規雇用の賃労働モデルが崩れる「社会性の危機」（カステル, 1995=2008）に応ずるようにして、各種の非正規雇用は合法化・制度化されてきたのである。

不安定労働という言葉は、この時代に西欧社会で定着した概念だった。不安定労働（*travail précaire*）は、当時既に「専門研究者はもとより政策担当者、労働組合役員などによって広く使用」されていたという（三富, 1986:1）。これは、単に非正規雇用の諸形態が合法化されたというだけではなく、研究・政策・運動などの様々な立場による諸実践を通じて、社会的に制度化されてきたということである。この概念の内包する労働形態も幅広く、派遣労働をはじめとする非正規労働、国および自治体の臨時職員、パートタ

*14 こうした認知的不協和に耐えることはほとんど不可能というべきであり、客観的にも福祉を活用すべき状態の精神疾患のうたがわれるような場合にも、必ずその根底には社会的条件の不条理があるということを忘れてはならない。

イム、家内労働、および下請労働者などが含まれていた。

日本社会においても 1985 年の労働者派遣法以来、90 年代にかけて労働市場は急速に「流動化」した。まず、労働者派遣と併行して職業紹介事業が自由化され、1947 年以来職業安定法により原則禁止とされてきた有料の職業紹介事業が限定職種において許可され、その限定職種の拡大を経て、1997 年の職業安定法施行規則改正によって終に原則自由化に反転、1999 年には労働者派遣法も原則自由化の方向に改正されたのである。その後も度重なる施行規則等の改正によって、民間の有料職業紹介も登録制の労働者派遣事業も急速に拡大し、実態としても派遣労働が定着したのだった。

他方では裁量労働制の拡大、有期雇用契約の上限延長、さらには「男女共同参画」の理念を援用ないし濫用する形での女子保護規定の撤廃など、労働を巡る全面的な規制緩和が断行されてきた。このような政治的・経済的過程を通じて、本来の「労働者保護」法制は順次弱体化、労働組合の組織率も著しく低下した。こうして「労働力商品」たる人間の価値も一貫して低下してきたということがいえる。それでも、「ふつうの商品であれば在庫保有や生産調整ができるのだが、人間を冷凍保存することはできない」（中野, 2006）という唯物論的な事実にはなにも変わりはない。そしてまた、本稿で分析してきたような人間の生活構造に課せられた時間的・空間的な物理的諸条件が重くのしかかる。労働時間や労働日の問題はいまこそ社会的調停の求められる問題であり、また地域移動や職住の立地という空間的条件も、以前にも増して問題となっているのである。

こうした不安定労働の制度化の裏側では、失業対策事業の「効果」が否定的に問われるようになり、80 年代に失業対策制度調査研究会が「基本的には終息する段階にある」という報告を行い、失業対策の根拠法となってきた緊急失業対策法は 1995 年に廃止された。日本政府は「社会的国家」たる大きな理由のひとつだったはずの失業対策をまるごと放棄してしまったのだろうか。失業はもはや問題ではなくなったのだろうか？

「非自発的」な非正規雇用の拡大は失業者を吸収して統計上失業率を低下させる、つまり労働者保護の原則に基づいて禁止されていた民間職業紹介や派遣労働を順次合法化することは、論理的には数字の上で失業率を下げる要因となるはずだった。ところが、完全失業率は 1990 年代後半に全国で 3 % を超え 2002 年には 5 % を突破したのである。長期間にわたり 2 % 程度にとどまっていた時代とは、明らかに水準が異なる。その背景で雇用者率（労働力人口中に占める雇用者数の割合）は長期的に上昇しており、1965 年に 60 % だった雇用者率は 1980 年に 70 %、1990 年に 75 % を突破、2003 年には 80 % に達してなお一貫して上昇し続けている（労働力調査）。こうした統計数値の意味するのは、就業者の 8 割以上がなんらかの形で雇用されており（そのうち 1/3、女性に限るとその 1/2 以上が非正規）、その割合がますます増大すると同時に失業率が高どまりしている、すなわち現代日本社会は戦後かつてない大失業時代を迎えているということだ。だが、数字だけの問題ではない。

その数字の背後には、本稿で考察してきたように、働くことによって生計が破綻するような、そしてどこまでも個人的に働こうとし続けるような一人ひとりの生活——ミクロな構造——が存在するのである。このことをつぶさに観察するならば「失業者の流動化が不安定労働者として誘導され」不安定労働に従事することは失業者にとっての「唯一の『選択』結果」（三富, 1986:20）になっており、失業と不安定労働の期間がしばしば連続し、一人ひとりの生活においては断続的な失業として経験されているということだ。またマクロには間接労働が「失業を基礎にして発展した」ため「ひとたび拡大再生産の経済的・法的な支柱をあたえられるや、ここでは失業を拡大された規模において再生産する要因に転化する」（三富, 1986:67）と指摘されていたとおりなのである。こうした条件の下、多かれ少なかれ諸制度のはざまにおかれて、絶えざる失業の日常生活を営むのにもかかわらず失業給付を受けることすらままならないような

「プレカリアート」が階級的存在として現れている（櫻田, 2008）。不可視の住居喪失層（ホームレス）の背後には、潜在的失業の拡大があるのだ。

こうしてみると、本調査は一貫して「不安定労働 = 断続的失業」のミクロな構造的な確認する作業であったといえるだろう。そして、失業生活を営む人々が「どのようなことでもしようとして」（ブルデュー, 1977=1993:123）生き延びようとする、不安定な生存条件の現実を記録する作業の積み重ねであった。すなわち本調査の意味は、次のような経済的原則の科学的認識に努めること、このことに他ならない。

労働の生産性が一般的に高くなれば社会全体としてより大量の生産手段をより少量の人間力によって運転する、という経済的原則は、資本主義的生産様式のもとでは、労働の生産性が高くなればなるほど、労働者が自分自身の雇用手段に加える圧力は大きくなり、資本の価値増殖のために労働力を売るといふ彼らの生存条件はますます不安定になる、ということに表される。（岡崎, 1976:138）

参考文献

- ピエール・ブルデュー, 原山哲訳, 1977=1993, 『資本主義のハビトゥス——アルジェリアの矛盾』藤原書店.
ロベール・カステル, 前川真行訳, 1995=2008 予定, 『社会問題の変容』.
江原由美子, 2007, 「労働破壊の原点としての『主婦のパート労働』」『現代の理論』明石書店, 13:56-63.
伍賀一道, 2000, 「非正規雇用」『大原社会問題研究所雑誌』法政大学大原社会問題研究所, 501:13-29
伍賀一道, 2005, 「雇用と働き方から見たワーキング・プア」『ポリティーク』旬報社, 10:46-65.
原口剛, 2003, 「『寄せ場』の生産過程における場所の構築と制度的実践——大阪・「釜ヶ崎」を事例として」『人文地理』55-2: 17-27.
厚生労働省, 1953-2007, 「労働力調査」.
三富紀敬, 1986, 『フランスの不安定労働改革』ミネルヴァ書房.
水町勇一郎, 2001, 『労働社会の変容と再生——フランス労働法制の歴史と理論』有斐閣.
中野麻美, 2006, 『労働ダンピング——雇用の多様化の果てに』岩波書店.
NHK 総合テレビ, 2006/7/23, 「ワーキングプア——働いても働いても豊かになれない」『NHK スペシャル』.
日本テレビ, 2007/1/28, 「ネットカフェ難民——漂流する貧困者たち」『NNN ドキュメント』.
岡崎次郎, 1976, 『資本論入門』大月書店.
櫻田和也, 2008, 「プレカリアート——現代のプロレタリア階級」『共生社会研究』3: 26-37.